

国民年金保険料の免除・納付猶予制度

国民年金保険料を納めるのが困難な場合は、未納にせず窓口でご相談ください！

国民年金保険料は毎月納めていただきますが、収入の減少や失業等により保険料を納めることができなくなることもあります。経済的に納付が困難な場合など一定条件を満たす方々への救済措置として、国民年金保険料の免除・納付猶予制度があります。これらの制度は、適用される制度によって違いがありますが、審査の際には、「本人」・「配偶者」・「世帯主」の前年所得が審査の対象となります。申請し、審査が通った場合に適用されます。



全額免除・一部免除

所得などの条件により保険料（16,490 円 / 月）の納付が免除される制度です。

承認された場合の保険料月額

- ①全額免除：0 円
- ②4分の3免除：4,120 円
- ③半額免除：8,250 円
- ④4分の1免除：12,370 円

※免除が承認された場合の保険料を納めていない期間は未納扱いとなりますのでご注意ください。

所得審査：「申請者本人」・「配偶者」・「世帯主」

納付猶予・学生納付特例

50 歳未満の方、または学生の方（学生納付特例）は、審査により保険料の納付が 1 年ごとに猶予されます。猶予期間中は年金受給資格期間に算入されますが、年金額の計算上は含まれません。

所得審査（免除猶予）：「申請者本人」・「配偶者」
所得審査（学生）：「申請者本人」

<失業した場合の特例>

失業した場合に保険料免除・納付猶予制度の申請を行う際は、失業した方の前年所得をゼロとみなして審査します。この特例は原則、失業した年またはその翌年に申請された場合に適用されます。

所得審査：「配偶者」・「世帯主」

【未納】より、こんなに良い制度です！

①「未納」だと遡って 2 年前までしか納められないところ、「追納」として遡って 10 年前の分まで納めることができます。（納めると老齢基礎年金が増えます）

②「未納」だと障害基礎年金や遺族基礎年金を受け取ることができない場合がありますが、免除・納付猶予制度の場合（一部免除において減額された保険料を納付してない場合は除く）は受け取る条件に含まれます。

納めた国民年金保険料は全額が社会保険料控除額の対象です！



国民年金保険料は所得税法及び地方税法上、健康保険や厚生年金などの社会保険料を納めた場合と同様に、社会保険料控除としてその年の課税所得から控除され、税額が軽減されます。

控除の対象となるのは、平成29年1月から12月までに納められた保険料の全額です。過去の年度分や追納された保険料も含まれます。

また、ご自身の保険料だけでなく、ご家族（配偶者やお子様等）の負担すべき国民年金保険料を支払っている場合、その保険料も合わせて控除が受けられます。

なお、平成29年中に納付した国民年金保険料について、社会保険料控除を受けるためには、年末調整や確定申告を行うときに、領収書など保険料を支払ったことを証明する書類の添付が必要となります。

このため、平成29年1月1日から9月30日までの間に国民年金保険料を納付された方には、11月上旬に日本年金機構から「社会保険料（国民年金保険料）控除証明書」が送られますので、申告書の提出の際には必ずこの証明書または領収書を添付してください。（平成29年10月1日から12月31日までの間に、今年のはじめて国民年金保険料を納められた方へは、翌年の2月上旬に送られます。）

税法上とても有利な国民年金は、老後はもちろん不慮の事故など万一のときにも心強い味方となる制度です。保険料は納め忘れのないようキチンと納めましょう。